○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百五十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年七月十六日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十七年十一月九日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所	承認番号
GOMACO C OMMANDER III	ゴマコ　ケアテック株式会社	埼玉県行田市持田1丁目6番23号	NS3－22

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百五十一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年七月十六日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十七年十一月九日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所	承認番号
Transport Manipulator MT M 300	双日マシナリー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	NS3－23

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百五十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十七年八月四日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十一月九日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所	承認番号
日立　ZR800TS	日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目5番1号	NS－294
Peterson 2710C	〃	〃	NS－324
日立　ZX135US T	〃	〃	NS－659
日立　TX160	〃	〃	NS2－V149

○国土交通省告示第千百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十七年十一月九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　平成二十年国土交通省告示第三百十七号で指定した同号一に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱十号から十四号までを順次結んだ線及び標柱十号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県佐伯市大字池田
字岡ノ谷　一五五三番二　十号、十三号及び十四号
字ウイラ越　一五五三番一　十一号
一一二八番一　十二号

○国土交通省告示第千百十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月九日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩波沢

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県山形市大字岩波
字鬼越　九七番　一号及び十三号
八四番三　二号、三号及び五号
九六番　四号
九五番　六号
一一七二番一　七号及び八号
九一番　九号
九八番　十号
一一七八番　十一号及び十二号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

薬師沢川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四十五年建設省告示第千四百七十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡大蔵村大字南山
字砂坂　二二六二番地先河川敷　一号から五号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢内川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡戸沢村大字角川
字勝地　一二八五番一　一号及び二号
一二八二番九　三号
一二八二番七　四号
一二八四番三　五号及び六号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北沢

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県南陽市川樋
字北沢　九二八番　一号
九二九番　二号
九三〇番一　三号
三九五一番　四号から十号まで
九一七番一　十一号
九〇六番　十二号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井戸開川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県南陽市荻
字水上　一九三番　一号
一八一番　二号
一八二番　三号
一九六番　十六号
字井戸開　三四八四番一四　四号
三四八四番九　五号から九号まで
三四八三番二五　十号及び十一号
字上ノ山一　二〇三番　十二号
二〇三番一　十三号
二〇七番　十四号
一四五番　十五号